日本学生支援機構奨学金 収入に関するチェックシート

日本学生支援機構では、父母のマイナンバー情報をもとに、各家庭の収入状況を確認します。
2025年度在学採用(春学期)に申請された場合、2023年1月~12月の収入で審査されます。
ただし、状況によっては別途手続きが必要な場合があります。
リエの無明に対して、火てはまるもの人でによっ…たち」 じの トミに 収 3 東本 ちゃる 5 か 探討して/ださい

以下の質問に対して、当てはまるもの全てにチェックをし、とのように収入番金をされるが確認してくたさい。					
	状況	チェック項目	「はい」に該当する方	審査方法など	
1	2023年1月2日以降に生計維持者が転職し、減収となった。 ※転職したが減収になっていない場合は、「いいえ」を選択	□はい (年 月 日 退職→ 年 月 日 就職・開業) 該当するものにチェック □2023年1月2日以降にA社を退社し、 B社に所属している。 □2023年1月2日以降にA社を退社し、 開業した。 □2023年1月2日以降に正社員から 非正規職員となった。	口父口母	②の希望により、異なります。	
		□いいえ		2023年1月〜12月のマイナンバーから 取得できる収入状況で審査されます。	
2	【①で「はい」を選択した方のみ回答】 転職し減収となった場合でも、2023年 1月~12月のマイナンバーから取得 できる収入状況で審査されます。 ただし、マイナンバー情報の審査で 第一希望の貸与奨学金が不採用と なる場合、直近の収入での再審査を 希望することも可能です。 (後日、給与明細等を書面で提出する 必要があります。)	口はい	口父 口母	スカラネット入力時に、必ず「③あなたの家族情報2(2)(e)」の再審査に関しての質問で「はい」を選択してください。 ※この用紙で「はい」を選択しても、スカラネット入力時に再審査を希望しなかった場合は、再審査はされません。	
	再審査を希望しますか。 ※詳細は、「貸与奨学金案内」 p.35~p.37を参照	□いいえ		2023年1月〜12月のマイナンバーから取得できる収入状況で審査されます。 不採用となっても再審査はありません。	
3	失職し現在は無職であるなど、貸与 奨学金案内p.47に記載されている家計 急変事由に該当する。	口 はい (事由発生日 年 月 日) (事由:)	口父 口母	・2023年1月~12月のマイナンバーから 取得できる収入状況で審査を受けて問題 ない場合は、在学採用で申し込みをして ください。 ・家計急変事由発生から12ヶ月以内の 場合、緊急応急採用(減収後の収入で 審査が可能)に出願できる場合があります。 詳細は貸与奨学金案内p.47~54を ご確認のうえ、申請をご希望の方は、 所属校舎の学生課へ連絡してください。	
		□いいえ		2023年1月~12月のマイナンバーから取得 できる収入状況で審査されます。	
4	同一生計の父母のマイナンバーが 提出できない (病気や海外赴任等)	□はい □いいえ	□父□母	「はい」を選択した場合は、別途書類提出が 必要です。 所属校舎の学生課へお問い合わせください。	

^{*}ご記入いただいた情報は、大学における奨学金業務のために使用し、その他の目的には一切使用しません。

[〈]問い合わせ先〉横浜学生課 № 045-863-2029 白金学生課 № 03-5421-5157